

第九十四条第一項中「第十六条」を「第十三条の二」に、「取締役等」を「」、第十四条から第十六条まで（取締役等）に改め、同条第三項中「許可」の下に「第五十二条の四十五の二（銀行代理業者についての金融商品取引法の準用）」を加え、同条第四項中「「特定銀行代理業者」を「「特定預金等契約」とあるのは「労働金庫法第九十四条の二に規定する特定預金等契約」と、「特定銀行代理業者」に、「同法第五十二条の六十一第二項」を「同条第三項中「第五十二条の四十五の二」とあるのは「労働金庫法第九十四条の二」と、同法第五十二条の六十一第二項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（金融商品取引法の準用）

第九十四条の二 金融商品取引法第三章第一節第五款（第三十四条の二第六項から第八項まで（特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合）並びに第三十四条の三第五項及び第六項（特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合）を除く。）（特定投資家）及び第四十五条（第三号及び第四号を除く。）（雑則）の規定は金庫が行う特定預金等契約（特定預金等（金利、通貨の価格、同法第二条第十四項に規定する金融商品市場における相場その他の指標に係る変動によりその元本について損失が生ずるおそれがある預金又は定期積金として内閣府令・厚生労働省令で定めるものをい

う。）の受入れを内容とする契約をいう。以下この条において同じ。）の締結について、同章第二節第一款（第三十五条から第三十六条の四まで（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲、第二種金融商品取引業又は投資助言・代理業のみを行う者の兼業の範囲、顧客に対する誠実義務、標識の掲示、名義貸しの禁止及び社債の管理の禁止等）、第三十七条第一項第二号（広告等の規制）、第三十七条の二（取引態様の事前明示義務）、第三十七条の三第一項第二号及び第六号並びに第三項（契約締結前の書面の交付）、第三十七条の五（保証金の受領に係る書面の交付）、第三十八条第一号及び第二号並びに第三十八条の二（禁止行為）、第三十九条第三項ただし書及び第五項（損失補てん等の禁止）、第四十条の二（最良執行方針等）並びに第四十条の三（分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止）を除く。）（通則）の規定は金庫又は労働金庫代理業者が行う特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引業」とあるのは「特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介の業務」と、これらの規定（同法第三十七条の六第三項の規定を除く。）中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、これらの規定（同法第三十九条第三項本文の規定を除く。）中「内閣府令」とあるのは「内閣府令・厚

「生労働省令」と、これらの規定（同法第三十四条の規定を除く。）中「金融商品取引行為」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第三十四条中「顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為（第二条第八項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。）を行うことを内容とする契約」とあるのは「労働金庫法第九十四条の一に規定する特定預金等契約」と、同法第三十七条の三第一項中「締結しようとするととき」とあるのは「締結しようとするとき、又はその締結の代理若しくは媒介を行うとき」と、「交付しなければならない」とあるのは「交付するほか、預金者又は定期積金の積金者（以下この項において「預金者等」という。）の保護に資するため、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、当該特定預金等契約の内容その他預金者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならない」と、同項第一号中「金融商品取引業者等」とあるのは「金庫（労働金庫法第二条に規定する金庫をいう。以下同じ。）又は当該労働金庫代理業者（同法第八十九条の二第三項に規定する労働金庫代理業者をいう。以下同じ。）の所属労働金庫（同項に規定する所属労働金庫をいう。）」と、同法第三十七条の六第一項中「金融商品取引業者等」とあるのは「金庫」と、同条第三項中「金融商品取引契約の解除があつた場合には、当該金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約の解除があつた場合には、当

該特定預金等契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払（労働金庫代理業者にあつては、当該特定預金等契約の解除に伴い金庫に損害賠償その他の金錢の支払をした場合における当該支払に伴う損害賠償その他の金錢の支払）を請求することができない。ただし、金庫にあつては、当該特定預金等契約と、「金融商品取引契約に関する」とあるのは「特定預金等契約に関する」と、「金額を超えて当該金融商品取引契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない」とあるのは「金額については、この限りでない」と、同条第四項ただし書中「前項の」とあるのは「金庫にあつては、前項の」と、同法第三十九条第一項第一号中「有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。）又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券売買取引等」という。）」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券等」という。）」とあるのは「特定預金等契約」と、「顧客（信託会社等（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う場合にあつては、当該信託をする者を含む。以下この条において

同じ。）とあるのは「顧客」と、「補足するため」とあるのは「補足するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第二号及び第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、同項第二号中「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第三号中「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第二項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同条第三項中「原因となるものとして内閣府令で定めるもの」とあるのは「原因となるもの」と、同法第四十五条第二号中「第三十七条の二から第三十七条の六まで、第四十条の二第四項及び第四十三条の四」とあるのは「第三十七条の三（第一項の書面の交付に係る部分に限り、同項第二号及び第六号並びに第三項を除く。）、第三十七条の四及び第三十七条の六」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第九十九条の次に次の一条を加える。

第九十九条の二 第九十四条の二において準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」とい  
う。）第三十九条第一項の規定に違反した者は、三年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、

又はこれを併科する。

第一百条の四の次に次の二条を加える。

第一百条の四の二 準用金融商品取引法第三十九条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第一百条の四の三 前条の場合において、犯人又は情を知つた第三者が受けた財産上の利益は、没収する。

その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第一百条の四の四 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 準用金融商品取引法第三十七条第一項（第二号を除ぐ。）に規定する事項を表示せず、又は虚偽の表示をした者

二 準用金融商品取引法第三十七条第二項の規定に違反した者

三 準用金融商品取引法第三十七条の二第一項（第二号及び第六号を除ぐ。）の規定に違反して、書面を交付せず、又は同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者

四 準用金融商品取引法第三十七條の四第一項の規定による書面を交付せず、又は虚偽の記載をした書面を交付した者

第一百条の七第一項第一号中「第一百条の二」を「第九十九条の二又は第一百条の二」に改め、同項第三号中「第一百条の五又は前条」を「又は前三条」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

### 三 第百条の四の二 一億円以下の罰金刑

(銀行法の一部改正)

第十六条 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項第二号中「有価証券店頭デリバティブ取引（有価証券先渡取引を除く。）、有価証券指數等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引」を「（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）又は有価証券関連デリバティブ取引」に、「顧客の書面による注文を受けてその計算においてするもの」を「書面取次ぎ行為」に改め、同項第十二号及び第十三号を次のように改める。

十二 デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。次号において同じ。）であつて内閣府令で定めるもの（第五号に掲げる業務に該当するものを除く。）

十三 デリバティブ取引（内閣府令で定めるものに限る。）の媒介、取次ぎ又は代理

第十条第二項第十四号中「前二号」を「第十二号」に改め、同項第十六号及び第十七号中「有価証券店頭デリバティブ取引」を「有価証券関連店頭デリバティブ取引」に改め、同項第三項第七号を同項第八号とし、同項第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第一百三十九条の十二第一項（短期投資法人債に係る特例）に規定する短期投資法人債

第十条第四項を次のように改める。

4 第二項第二号又は第十二号の「有価証券関連デリバティブ取引」又は「書面取次ぎ行為」とは、それぞれ金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十八条第八項第六号（定義）に規定する有価証券関連デリバティブ取引又は同法第三十三条第二項（金融機関の有価証券関連業の禁止等）に規定する書面取次ぎ行為をいう。

第十条第六項中「証券取引法第二条第八項各号」を「金融商品取引法第二条第八項第一号から第六号まで及び第八号から第十号まで」に改め、同条第八項中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、同条第十項を次のように改める。

10 第二項第十二号若しくは第十三号の「デリバティブ取引」又は同項第十六号若しくは第十七号の「有価証券関連店頭デリバティブ取引」とは、それぞれ金融商品取引法第二条第二十項（定義）に規定する「デリバティブ取引又は同法第二十八条第八項第四号（定義）に掲げる行為をいう。

第十一條第一号中「証券取引法第六十五条第二項各号」を「金融商品取引法第三十三条第二項各号」に、「証券業務の特例」を「有価証券関連業の禁止等」に改める。

第十二条の二第一項中「受入れ」の下に「（第十三条の四に規定する特定預金等の受入れを除く。）」を加え、同条第二項中「及び」の下に「第十三条の四並びに」を加える。

第十三条の三中「掲げる行為」の下に「（次条に規定する特定預金等契約の締結の業務に関する限り、第4号に掲げる行為を除く。）」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（金融商品取引法の準用）

第十三条の四 金融商品取引法第三章第一節第五款（第三十四条の一第六項から第八項まで）（特定投資家が特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合）並びに第三十四条の二第五項及び第六項（特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合）を除く。）（特定投資家）、同章第二節第一款（第三十五条から第三十六条の四まで）（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲、第二種金融商品取引業又は投資助言・代理業のみを行う者の兼業の範囲、顧客に対する誠実義務、標識の掲示、名義貸しの禁止及び社債の管理の禁止等）、第三十七条第一項第一号（広告等の規制）、第三十七条の二（取引態様の事前明示義務）、第三十七条の三第一項第二号及び第六号並びに第三項（契約締結前の書面の交付）、第三十七条の五（保証金の受領に係る書面の交付）、第三十八条第一号及び第二号並びに第三十八条の二（禁止行為）、第三十九条第三項ただし書及び第五項（損失補てん等の禁止）、第四十条の二（最良執行方針等）並びに第四十条の三（分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止）を除ぐ。）（通則）及び第四十五条（第三号及び第四号を除く。）（雑則）の規定は、銀行が行う特定預金等契約（特定預金等（金利、通貨の価格、同法第二条第十四項に規定する金融商品市場における相場その他の指標に係る変動によりその元本について損失がある預金又は定期積金等

として内閣府令で定めるものをいう。）の受入れを内容とする契約をいう。以下同じ。）の締結について準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引業」とあるのは「特定預金等契約の締結の業務」と、これらの規定（同法第三十四条の規定を除く。）中「金融商品取引行為」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第二十四条中「顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為（第二条第八項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。）を行うことを内容とする契約」とあるのは「銀行法第十三条の四に規定する特定預金等契約」と、同法第三十七条の三第一項中「交付しなければならない」とあるのは「交付するほか、預金者等（銀行法第一条第五項に規定する預金者等をいう。以下この項において同じ。）の保護に資するため、内閣府令で定めるところにより、当該特定預金等契約の内容その他預金者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならない」と、同法第三十九条第一項第一号中「有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。）又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券売買取引等」という。）」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券等」という。）」とあ

るのは「特定預金等契約」と、「顧客（信託会社等（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う場合にあつては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。）」とあるのは「顧客」と、「補足するため」とあるのは「補足するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第二号及び第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、同項第二号中「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第三号中「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第二項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同条第三項中「原因となるものとして内閣府令で定めるもの」とあるのは「原因となるもの」と、同法第四十五条第二号中「第三十七条の二から第三十七条の六まで、第四十条の二第四項及び第四十二条の四」とあるのは「第三十七条の三（第一項の書面の交付に係る部分に限り、同項第一号及び第六号並びに第三項を除く。）、第三十七条の四及び第三十七条の六」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第十六条の二第一項第三号及び第四号を次のように改める。

三 金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項（定義）に規定する金融商品取引業者をいう。第五十二条の四第一項において同じ。）のうち、有価証券関連業（同法第二十八条第八項（定義）に規定する有価証券関連業をいう。以下同じ。）のほか、同法第三十五条第一項第一号から第八号まで（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲）に掲げる行為を行う業務その他の内閣府令で定める業務を専ら営むもの（以下「証券専門会社」という。）

四 金融商品取引法第二条第十二項（定義）に規定する金融商品仲介業者のうち、金融商品仲介業（同条第十一項（定義）に規定する金融商品仲介業をいい、次に掲げる行為のいずれかを営む業務に係るものに限る。以下この号において同じ。）のほか、金融商品仲介業に付随する業務その他の内閣府令で定める業務を専ら営むもの（以下「証券仲介専門会社」という。）

イ 金融商品取引法第二条第十一項第一号（定義）に掲げる行為

ロ 金融商品取引法第二条第十七項（定義）に規定する取引所金融商品市場又は同条第八項第三号ロ（定義）に規定する外国金融商品市場における有価証券の売買の委託の媒介（ハに掲げる行為に該

当するものを除く。)

ハ 金融商品取引法第二十八条第八項第三号又は第五号（定義）に掲げる行為の委託の媒介

ニ 金融商品取引法第一条第十一項第三号（定義）に掲げる行為

第十六条の二第一項第八号並びに第二項第一号、第三号及び第六号イ中「証券業」を「有価証券関連業」に改める。

第五十二条の四第一項中「証券会社」を「金融商品取引業者（有価証券関連業を営む者に限る。）」に改める。

第五十二条の二十三第一項第七号及び第十号口中「証券業」を「有価証券関連業」に改める。

第五十二条の四十四第二項中「行為」の下に「（特定預金等契約の締結の代理及び媒介を除く。）」を加え、同条第三項中「及び」の下に「第五十二条の四十五の二並びに」を加える。

第五十二条の四十五中「掲げる行為」の下に「（特定預金等契約の締結の代理又は媒介の業務に関するものは、第五号に掲げる行為を除く。）」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（銀行代理業者についての金融商品取引法の準用）

第五十二条の四十五の一 金融商品取引法第二章第一節第一款（第三十五条から第三十六条の四まで（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲、第二種金融商品取引業又は投資助言・代理業のみを行う者の兼業の範囲、顧客に対する誠実義務、標識の掲示、名義貸しの禁止及び社債の管理の禁止等）、第三十七条第一項第二号（広告等の規制）、第三十七条の二（取引態様の事前明示義務）、第三十七条の二第一項第二号及び第六号並びに第三項（契約締結前の書面の交付）、第三十七条の五（保証金の受領に係る書面の交付）、第三十七条の六第一項、第二項、第四項ただし書及び第五項（書面による解除）、第三十八条第一号及び第二号並びに第三十八条の二（禁止行為）、第三十九条第二項ただし書及び第五項（損失補てん等の禁止）、第四十条の二（最良執行方針等）並びに第四十条の三（分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止）を除く。）（通則）の規定は、銀行代理業者が行う特定預金等契約の締結の代理又は媒介について準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引業」とあるのは「銀行法第十三条の四に規定する特定預金等契約の締結の代理又は媒介の業務」と、「金融商品取引行為」とあるのは「銀行法第十三条の四に規定する特定預金等契約の締結」と、これらの規定（同法第三十七条の六第三項の規定を除く。）中「金融商品取引契約」とあるのは

「銀行法第十三条の四に規定する特定預金等契約」と、同法第三十七条の三第一項中「を締結しようと  
するとき」とあるのは「の締結の代理又は媒介を行うとき」と、「交付しなければならない」とあるの  
は「交付するほか、預金者等（銀行法第二条第五項に規定する預金者等をいう。以下この項において同  
じ。）の保護に資するため、内閣府令で定めると」とりにより、当該特定預金等契約の内容その他預金者  
等に参考となるべき情報の提供を行わなければならない」と、同項第一号中「金融商品取引業者等」と  
あるのは「銀行代理業者（銀行法第二条第十五項に規定する銀行代理業者をいう。）の所属銀行（同条  
第十六項に規定する所属銀行をいう。）」と、同法第三十七条の六第三項中「金融商品取引契約の解除  
があつた場合には」とあるのは「特定預金等契約（銀行法第十三条の四に規定する特定預金等契約をい  
う。第三十九条において同じ。）の解除に伴い銀行に損害賠償その他の金銭の支払をした場合におい  
て」と、「金融商品取引契約の解除までの期間に相当する手数料、報酬その他の当該金融商品取引契約  
に関する顧客が支払うべき対価（次項において「対価」という。）の額として内閣府令で定める金額を  
超えて当該金融商品取引契約の解除」とあるのは「支払」と、「又は違約金の支払を」とあるのは「そ  
の他の金銭の支払を、解除をした者に対し」と、同法第三十九条第一項第一号中「有価証券の売買そ

の他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。）又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券売買取引等」という。）とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券等」という。）」とあるのは「特定預金等契約」と、「顧客（信託会社等（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う場合にあつては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。）」とあるのは「顧客」と、「補足するため」とあるのは「補足するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第二号及び第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、同項第二号中「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第三号中「追加するため、」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第一項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同条第三項中「原因となるものとして内閣府令で定めるもの」とあるのは「原因となるもの」と読み替えるものとするほ

か、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六十一条第六号を同条第七号とし、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号を同条第五号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

四 第十三条の四又は第五十二条の四十五の一において準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第三十九条第一項の規定に違反した者

第六十三条の二の次に次の二条を加える。

第六十三条の二の二 準用金融商品取引法第三十九条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第六十三条の二の三 前条の場合において、犯人又は情を知つた第三者が受けた財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第六十三条の二の四 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 準用金融商品取引法第三十七条第一項（第一号を除く。）に規定する事項を表示せず、又は虚偽の

表示をした者

一 準用金融商品取引法第三十七条第二項の規定に違反した者

二 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項（第二号及び第六号を除く。）の規定に違反して、書面を交付せず、又は同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者  
四 準用金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定による書面を交付せず、又は虚偽の記載をした書面を交付した者

第六十四条第一項第一号中「第六十二条」を「第六十二条第四号又は第六十二条」に改め、同項第二号中「第六十一条」を「第六十一条（第四号を除ぐ。）」に、「前条」を「前二条」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

三 第六十三条の二の二 一億円以下の罰金刑

（不動産特定共同事業法の一部改正）

第十七条 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項

とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

- 2 不動産特定共同事業者等は、不動産特定共同事業契約の締結の勧誘をするに際し、その相手方が当該不動産特定共同事業契約を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含む。）を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為をしてはならない。

第二十一条の次に次の一条を加える。

（金融商品取引法の準用）

第二十一条の二 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十九条（第二項ただし書及び第五項を除く。）及び第四十条の規定は、不動産特定共同事業者が行う不動産特定共同事業契約の締結又はその代理若しくは媒介について準用する。この場合において、同法第三十九条第一項、第二項各号及び第三項並びに第四十条中「金融商品取引業者等」とあるのは「不動産特定共同事業者」と、同法第三十九条第一項第一号中「有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。）又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券売買取引等」という。）」とあり、同項第二号及び第三号並びに同条第一項各号中「有価証券売買取引等」

とあり、並びに同法第四十条第一号中「金融商品取引行為」とあるのは「不動産特定共同事業契約の締結」と、同法第三十九条第一項第一号中「有価証券又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券等」という。）」とあり、同項第二号及び第三号中「有価証券等」とあり、並びに同法第四十条第一号中「金融商品取引契約」とあるのは「不動産特定共同事業契約」と、同法第三十九条第一項各号及び第三項並びに第四十条第二号中「顧客」とあり、同法第三十九条第二項中「金融商品取引業者等の顧客」とあり、並びに同法第四十条第二号中「投資者」とあるのは「事業参加者」と、同法第三十九条第一項第一号中「有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う」とあるのは「不動産特定共同事業契約の締結をする」と、同条第三項及び同法第四十条第二号中「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、同法第三十九条第二項中「以下の節及び次節」とあるのは「次項」と、同法第四十条第一号中「顧客」とあり、及び「投資者」とあるのは「相手方又は事業参加者」と読み替えるものとする。

第三十五条第一項第二号中「第十九条から」の下に「第二十一条まで、第二十二条から」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、「含む。」の下に「又は第二十一条の二において準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第三十九条第一項若しくは第四十条」を加える。

第四十六条の二中「第二十二条まで」を「第二十一条まで、第二十二条」に改め、「第三項」の下に「並びに準用金融商品取引法第四十条」を加える。

第五十二条の次に次の一条を加える。

第五十二条の二 準用金融商品取引法第三十九条第一項の規定に違反した場合においては、その行為をした不動産特定共同事業者の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五十二条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 準用金融商品取引法第三十九条第二項の規定に違反した者

第五十三条の次に次の一条を加える。

第五十三条の二 前条第五号の場合において、犯人又は情を知った第三者が受けた財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第五十七条中「法人の」を「法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含

む。以下この項において同じ。）の」に改め、「業務」の下に「又は財産」を加え、「第五十二条から前条までの違反行為」を「次の各号に掲げる規定の違反行為」に、「行為者」を「その行為者」に、「その法人又は人」を「その法人に対する当該各号に定める罰金刑を、その人」に改め、同条に次の各号及び一項を加える。

一 第五十二条の二 三億円以下の罰金刑

二 第五十三条第五号 一億円以下の罰金刑

三 第五十二条、第五十三条第一号から第四号まで若しくは第六号又は前二条 各本条の罰金刑

2 法人でない社団又は財団について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその法人でない社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

（保険業法の一部改正）

第十八条 保険業法（平成七年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「証券会社（証券取引法）を「金融商品取引法」に、「証券会社をいう。）」を「金融

商品取引業者（有価証券関連業（同法第二十八条第八項（定義）に規定する有価証券関連業をいう。以下同じ。）を行う者に限る。）」に改める。

第五十二条の二第一項第三号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「第一百九十七条第一項第一号から第四号まで若しくは第七号若しくは第二項」を「第一百九十七条」に、「第一百九十八条第一号から第十号まで、第十八号若しくは第十九号（有価証券の無届募集等の罪）」を「第一百九十七条の二第一号から第十号まで若しくは第十二号（有価証券の無届募集等の罪）」、「第一百九十八条第八号（裁判所の禁止又は停止命令違反の罪）」に、「第二十一号若しくは第二十二号」を「第二十号若しくは第二十一号」に、「証券会社等」を「金融商品取引業者等」に、「第十五号若しくは第十六号」を「第十九号若しくは第二十号」に改める。

第五十四条の七第四項及び第五十四条の十第三項中「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「（有価証券報告書」を「（有価証券報告書の提出」に改める。

第六十二条の二第四項中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改める。

第九十八条第一項第六号及び第七号を次のように改める。

六 デリバティブ取引（資産の運用のために行うもの及び有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。次号において同じ。）であつて内閣府令で定めるもの（第四号に掲げる業務に該当するものを除く。）

七 デリバティブ取引（内閣府令で定めるものに限る。）の媒介、取次ぎ又は代理

第九十八条第一項第八号中「前二号」を「第六号」に改め、同項第十号及び第十一号中「有価証券店頭デリバティブ取引」を「有価証券関連店頭デリバティブ取引」に改め、同条第四項中「証券取引法第二条第八項各号」を「金融商品取引法第二条第八項第一号から第六号まで及び第八号から第十号まで」に改め、同条第六項第七号を同項第八号とし、同項第二号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同項第一号の次に次の一号を加える。

三 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第一百三十九条の十二第一項（短期投資法人債に係る特例）に規定する短期投資法人債

第九十八条第七項中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、同条第八項及び第九項を次のように改める。

8 第一項第六号又は第七号の「デリバティブ取引」又は「有価証券関連デリバティブ取引」とは、それ  
ぞれ金融商品取引法第二条第二十項（定義）に規定するデリバティブ取引又は同法第二十八条第八項第  
六号（定義）に規定する有価証券関連デリバティブ取引をいう。

9 第一項第十号又は第十一号の「有価証券関連店頭デリバティブ取引」とは、金融商品取引法第二十八  
条第八項第四号（定義）に掲げる行為をいう。

第九十九条第一項中「証券取引法第六十五条第二項各号」を「金融商品取引法第二十三条第二項各号」  
に、「証券業務の特例」を「有価証券関連業の禁止等」に改め、同条第八項中「引受けに係る行為準則」  
の下に「金融商品取引法の準用」を加える。

第一百六条第一項第五号及び第六号を次のように改める。

五 金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項（定義）に規定する金融商品取引業者をいう。第  
二百七十二条の五第一項及び第三百三十三条第一項第一号において同じ。）のうち、有価証券関連業  
のほか、同法第三十五条第一項第一号から第八号まで（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う  
者の業務の範囲）に掲げる行為を行う業務その他の内閣府令で定める業務を専ら行うもの（以下「証

券専門会社」という。)

六 金融商品取引法第二条第十二条第十二項（定義）に規定する金融商品仲介業者の中、金融商品仲介業（同条第十一項（定義）に規定する金融商品仲介業をいい、次に掲げる行為のいずれかを業として行うものに限る。以下この号において同じ。）のほか、金融商品仲介業に付随する業務その他の内閣府令で定める業務を専ら行うもの（以下「証券仲介専門会社」という。）

イ 金融商品取引法第二条第十一項第一号（定義）に掲げる行為

ロ 金融商品取引法第二条第十七項（定義）に規定する取引所金融商品市場又は同条第八項第三号ロ（定義）に規定する外国金融商品市場における有価証券の売買の委託の媒介（ハに掲げる行為に該当するものを除く。）

ハ 金融商品取引法第二十八条第八項第三号又は第五号（定義）に掲げる行為の委託の媒介

二 金融商品取引法第二条第十一項第三号（定義）に掲げる行為

第一百六条第一項第十号中「証券業を當む」を「有価証券関連業を行う」に改め、同条第二項第二号及び第四号中「証券業」を「有価証券関連業」に改め、同項第七号イ中「証券業を當む」を「有価証券関連業

を行う」に改める。

第二百七十二条の五第一項中「証券会社」を「金融商品取引業者（有価証券関連業を行う者に限る。）」に改める。

第二百七十二条の二第一項第十号中「証券業を営む」を「有価証券関連業を行う」に改める。

第二百七十二条の五第八項中「第三百十九条第八号」を「第三百十九条第十一号」に改める。

第二百九十二条第八項中「第三百十九条第九号」を「第三百十九条第十二号」に改める。

第三百条第一項中「掲げる行為」の下に「（次条に規定する特定保険契約の締結又はその代理若しくは媒介に関しては、第一号に規定する保険契約の契約条項のうち重要な事項を告げない行為及び第九号に掲げる行為を除く。）」を加え、同項第八号中「次条」を「第三百一条」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（金融商品取引法の準用）

第三百条の二 金融商品取引法第三章第一節第五款（第三十四条の二第六項から第八項まで（特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合）並びに第三十四条の三第五項及び第六項（特定投資家以外

の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合）を除く。）（特定投資家）及び第四十五条（第三号及び第四号を除く。）（雑則）の規定は保険会社等若しくは外国保険会社等又は保険仲立人が行う特定保険契約（金利、通貨の価格、同法第二条第十四項に規定する金融商品市場における相場その他の指標に係る変動により損失が生ずるおそれ（当該保険契約が締結されることにより顧客の支払うこととなる保険料の合計額が、当該保険契約が締結されることにより当該顧客の取得することとなる保険金、返戻金その他の給付金の合計額を上回ることとなるおそれをいう。）がある保険契約として内閣府令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）又は顧客のために特定保険契約の締結の媒介を行うことを内容とする契約の締結について、同章第二節第一款（第三十五条から第三十六条の四まで（第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲、第二種金融商品取引業又は投資助言・代理業のみを行いう者の兼業の範囲、顧客に対する誠実義務、標識の掲示、名義貸しの禁止及び社債の管理の禁止等）、第三十七条第一項第一号（広告等の規制）、第三十七条の二（取引態様の事前明示義務）、第三十七条の三第一項第一号及び第六号並びに第三項（契約締結前の書面の交付）、第三十七条の五（保証金の受領に係る書面の交付）、第三十七条の六（書面による解除）、第三十八条第一号及び第二号並び

に第二十八条の二（禁止行為）、第三十九条第二項ただし書及び第五項（損失補てん等の禁止）、第四十条の一（最良執行方針等）並びに第四十条の三（分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止）を除く。）（通則）の規定は保険会社等、外国保険会社等、保険募集人又は保険仲立人が行う特定保険契約の締結又はその代理若しくは媒介について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引契約」とあるのは「特定保険契約等」と、「金融商品取引業」とあるのは「特定保険契約の締結又はその代理若しくは媒介の業務」と、同法第三十四条中「顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為（第二条第八項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。）」とあるのは「特定保険契約（保険業法第三百条の二に規定する特定保険契約をいう。以下同じ。）」とあるのは「特定保険契約の締結の媒介」と、同法第三十七条第二項中「金融商品取引行為」とあるのは「特定保険契約の締結」と、同法第三十七条の三第一項中「締結しようとするとき」とあるのは「締結しようとするとき、又は特定保険契約の締結の代理若しくは媒介を行うとき」と、「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項その他保険業法第三百条第一項第一号に規定する保険契約の契約条項のうち重要な事項」と、同項第一号中「金融商品取引業者等」とあるのは「特定保険契約等を締結する保険会社等（保険業

法第二条の二第一項に規定する保険会社等をいう。）、外国保険会社等（同法第二条第七項に規定する外国保険会社等をいう。）又は保険仲立人（同法第二十五項に規定する保険仲立人をいう。）」と、同項第五号中「金融商品取引行為」とあるのは「特定保険契約の締結」と、同法第三十八条第一項中「使用人」とあるのは「使用人（保険募集人（保険業法第二条第二十三項に規定する保険募集人をいう。）を除く。第三十九条第三項において同じ。）」と、同法第三十九条第一項第一号中「有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。）又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券売買取引等」という。）」とあるのは「特定保険契約の締結」と、「有価証券又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券等」という。）」とあるのは「特定保険契約」と、「顧客（信託会社等（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う場合にあつては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。）」とあるのは「顧客」と、「損失」とあるのは「損失（当該特定保険契約が締結されることにより顧客の支払う保険料の合計額が当該特定保険契約が締結さ

れることにより当該顧客の取得する保険金、返戻金その他の給付金の合計額を上回る場合における当該保険料の合計額から当該保険金、返戻金その他の給付金の合計額を控除した金額をいう。以下この条において同じ。)」と、「補足するため」とあるのは「補足するため、当該特定保険契約によらないで」と、同項第二号及び第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定保険契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定保険契約」と、同項第二号中「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定保険契約によらないで」と、同項第三号中「追加するため、」とあるのは「追加するため、当該特定保険契約によらないで」と、同条第二項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定保険契約の締結」と、同条第三項中「原因となるものとして内閣府令で定めるもの」とあるのは「原因となるもの」と、同法第四十条第一号中「金融商品取引行為」とあるのは「特定保険契約等の締結」と、同法第四十五条第二号中「第三十七条の二から第三十七条の六まで、第四十条の二第四項及び第四十三条の四」とあるのは「第三十七条の三(第一項各号に掲げる事項に係る部分に限り、同項第二号及び第六号並びに第三項を除く。)及び第三十七条の四」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。

第三百十五条に次の一号を加える。

五 第三百条の二において準用する金融商品取引法第三十九条第一項の規定に違反した者

第三百十七条の二第六号を同条第九号とし、同条第五号を同条第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 第三百条の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項（第二号及び第六号を除く。）の規定に違反して、書面を交付せず、又は同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者

第三百十七条の二第四号を同条第六号とし、同条第三号を同条第五号とし、同条第二号を同条第四号とし、同条第一号の二を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 第九十九条第八項（第一百九十九条において準用する場合を含む。）において準用する信託業法第二十四条の二又は第三百条の二において準用する金融商品取引法第三十九条第二項の規定に違反した者  
第三百十七条の二の次に次の一条を加える。

第三百十七条の三 前条第二号の場合において、犯人又は情を知つた第三者が受けた財産上の利益は、没

取する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第三百十九条第九号を同条第十二号とし、同条第二号から同条第八号までを三号ずつ繰り下げ、同条第一号の次に次の三号を加える。

一 第九十九条第八項（第一百九十九条において準用する場合を含む。）において準用する信託業法第二十四条の二又は第三百条の二において準用する金融商品取引法第三十七条第一項（第一号を除ぐ。）に規定する事項を表示せず、又は虚偽の表示をした者

三 第九十九条第八項（第一百九十九条において準用する場合を含む。）において準用する信託業法第二十四条の二又は第三百条の二において準用する金融商品取引法第三十七条第二項の規定に違反した者四 第九十九条第八項（第一百九十九条において準用する場合を含む。）において準用する信託業法第二十四条の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項（第一号から第四号まで及び第六号を除ぐ。）の規定に違反して、書面を交付せず、又は同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者は

第三百十九条に次の一号を加える。

十三 第三百条の二において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定による書面を交付せず、又は虚偽の記載をした書面を交付した者

第三百二十二条第一項第一号中「第三百十六条第一号」を「第三百十五条第五号又は第三百十六条第一号」に、「又は」を「若しくは」に改め、同項第二号中「第三百十五条、」を「第一百十五条（第五号を除く。）」に、「第三百十七条の二」を「第三百十七条の二（第一号を除く。）」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

### 三 第三百十七条の二第二号 一億円以下の罰金刑

第三百三十三条第一項第一号中「証券会社」を「金融商品取引業者（有価証券関連業を行う者に限る。）」に改める。

#### （農林中央金庫法の一部改正）

第十九条 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十九条の二」を「第五十九条の三」に、「第九十五条の四」を「第九十五条の五」に改める。

第二十四条の四第四号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「第一百九十七条第一項第一号から第

四号まで若しくは第七号若しくは第二項、第一百九十八条第一号から第十号まで、第十八号若しくは第十九号」を「第一百九十七条、第一百九十七条の二第一号から第十号まで若しくは第十三号、第一百九十八条第八号」に、「第二十号若しくは第二十一号」を「第二十一号若しくは第二十一号」に、「第十五号若しくは

第十六号」を「第十九号若しくは第二十号」に改める。

第五十四条第三項第五号を次のように改める。

五 金融商品取引法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業を當む者（同法第二条第十二項に規定する金融商品仲介業者のうち主務省令で定めるものに該当する者を除く。）

第五十四条第四項第二号中「有価証券店頭デリバティブ取引（有価証券先渡取引を除く。）、有価証券指數等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引」を「（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。）又は有価証券関連デリバティブ取引」に、「顧客の書面による注文を受けてその計算においてするもの」を「書面取次ぎ行為」に改め、同項第十四号及び第十五号を次のように改める。

十四 デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。次号において同じ。）であつて主務省令で定めるもののうち、第五号に掲げる業務に該当するもの以外のもの

十五 デリバティブ取引（主務省令で定めるものに限る。）の媒介、取次ぎ又は代理

第五十四条第四項第十六号中「前二号」を「第十四号」に改め、同項第十八号及び第十九号中「有価証券店頭デリバティブ取引」を「有価証券関連店頭デリバティブ取引」に改め、同条第五項中「証券取引法第二条第八項各号」を「金融商品取引法第二条第八項第一号から第六号まで及び第八号から第十号まで」に改め、同条第六項第一号トを同号チとし、同号ハからヘまでを同号ニからトまでとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第一百三十九条の十二第一項に規定する短期投資法人債

第五十四条第六項第一号の二を次のように改める。

一の二 有価証券関連デリバティブ取引又は書面取次ぎ行為 それぞれ金融商品取引法第二十八条第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引又は同法第三十三条第一項に規定する書面取次ぎ

行為をいう。

第五十四条第六項第四号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、同項第五号及び第六号を次のように改める。

五 デリバティブ取引 金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引をいう。

六 有価証券関連店頭デリバティブ取引 金融商品取引法第二十八条第八項第四号に掲げる行為をいう。

第五十四条第七項中「証券取引法第六十五条第二項各号」を「金融商品取引法第三十二条第二項各号」に改める。

第五十七条第一項中「受入れ」の下に「（第五十九条の三に規定する特定預金等の受入れを除く。）」を加え、同条第二項中「前項及び」を「前項及び第五十九条の三並びに」に改める。

第五十九条の二中「掲げる行為」の下に「（次条に規定する特定預金等契約の締結の業務に関しては、第四号に掲げる行為を除く。）」を加え、第四章中同条の次に次の一条を加える。

（金融商品取引法の準用）

第五十九条の三 金融商品取引法第二章第一節第五款（第三十四条の二第六項から第八項まで並びに第三十四条の三第五項及び第六項を除く。）、同章第二節第一款（第三十五条から第三十六条の四まで、第三十七条第一項第二号、第三十七条の一、第三十七条の三第一項第二号及び第六号並びに第三項、第三十七条の五、第三十八条第一号及び第二号、第三十八条の二、第三十九条第三項ただし書及び第五項、第四十条の二並びに第四十条の三を除く。）及び第四十五条（第三号及び第四号を除く。）の規定は、農林中央金庫が行う特定預金等契約（特定預金等（金利、通貨の価格、同法第二条第十四項に規定する金融商品市場における相場その他の指標に係る変動によりその元本について損失が生ずるおそれがある預金又は定期積金として主務省令で定めるものをいう。）の受入れを内容とする契約をいう。第九十五条の五において同じ。）の締結について準用する。この場合において、これらの規定中「金融商品取引契約」とあるのは「特定預金等契約」と、「金融商品取引業」とあるのは「特定預金等契約の締結の業務」と、これらの規定（同法第三十九条第三項本文の規定を除く。）中「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、これらの規定（同法第三十四条の規定を除く。）中「金融商品取引行為」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同法第三十四条中「顧客を相手方とし、又は顧客のために金融商品取引行為

(第二条第八項各号に掲げる行為をいう。以下同じ。)を行ふことを内容とする契約」とあるのは「農林中央金庫法第五十九条の二に規定する特定預金等契約」と、同法第三十七条の三第一項中「交付しなければならない」とあるのは「交付するほか、預金者及び定期積金の積金者（以下この項において「預金者等」という。）の保護に資するため、主務省令で定めるところにより、当該特定預金等契約の内容その他預金者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならない」と、同法第三十九条第一項第一号中「有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。）又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券売買取引等」という。）」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券等」という。）」とあるのは「特定預金等契約」と、「顧客（信託会社等（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う場合にあつては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。）」とあるのは「顧客」と、「補足するため」とあるのは「補足するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第二号

及び第二号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、同項第一号中「追加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第三号中「追加するため、」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第二項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同条第三項中「原因となるものとして内閣府令で定めるもの」とあるのは「原因となるもの」と、同法第四十五条第一号中「第三十七条の二から第三十七条の六まで、第四十条の二第四項及び第四十二条の四」とあるのは「第三十七条の三（第一項の書面の交付に係る部分に限り、同項第一号及び第六号並びに第三項を除く。）、第三十七条の四及び第三十七条の六」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六十五条の二第四項中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改める。

第七十二条第一項第二号及び第三号を次のように改める。

一 金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者のうち、有価証券関連業（同法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいう。以下この条において同じ。）のほか、同法第三十五条第

一項第一号から第八号までに掲げる行為を行う業務その他の主務省令で定める業務を専ら営むもの（以下「証券専門会社」という。）

三 金融商品取引法第二条第十二項に規定する金融商品仲介業者の中、金融商品仲介業（同条第十一項に規定する金融商品仲介業をいい、次に掲げる行為のいずれかを業として行うものに限る。以下の号において同じ。）のほか、金融商品仲介業に付随する業務その他の主務省令で定める業務を専ら営むもの（次項第五号において「証券仲介専門会社」という。）

イ 金融商品取引法第二条第十一項第一号に掲げる行為

ロ 金融商品取引法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場又は同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場における有価証券の売買の委託の媒介（ハに掲げる行為に該当するものを除く。）

ハ 金融商品取引法第二十八条第八項第三号又は第五号に掲げる行為の委託の媒介

二 金融商品取引法第二条第十一項第三号に掲げる行為

第七十二条第一項第六号並びに第二項第一号、第二号及び第五号イ中「証券業」を「有価証券関連業」

に改める。

第九十五条の三第二項中「並びに前条第三項」を「前条第二項並びに第九十五条の五」に改める。

第九十五条の四第一項中「第五十二条の四十六」を「第五十二条の四十五の二」に改め、同条第二項中「農林中央金庫代理行為」との下に「「特定預金等契約」とあるのは「農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等契約」とを、「第九十五条の二第二項第一号」との下に「同条第三項中「第五十二条の四十五の二」とあるのは「農林中央金庫法第九十五条の五」とを加え、第九章の二中同条の次に次の一条を加える。

(農林中央金庫代理業に関する金融商品取引法の準用)

第九十五条の五 金融商品取引法第三章第二節第一款(第三十五条から第三十六条の四まで、第三十七条第一項第二号、第三十七条の二、第三十七条の三第一項第二号及び第六号並びに第三項、第三十七条の五、第三十七条の六第一項、第二項、第四項ただし書及び第五項、第三十八条第一号及び第二号、第三十八条の二、第三十九条第三項ただし書及び第五項、第四十条の二並びに第四十条の三を除く。)の規定は、農林中央金庫代理業者が行う特定預金等契約の締結の代理又は媒介について準用する。この場合

において、これらの規定中「金融商品取引業」とあるのは「農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等契約の締結の代理又は媒介の業務」と、「金融商品取引行為」とあるのは「農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等契約の締結」と、これらの規定（同法第三十七条の六第三項及び第三十九条第三項本文の規定を除く。）中「内閣府令」とあるのは「主務省令」と、これらの規定（同法第三十七条の六第二項の規定を除く。）中「金融商品取引契約」とあるのは「農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等契約」と、同法第三十七条の三第一項中「を締結しようとするとき」とあるのは「の締結の代理又は媒介を行うとき」と、「交付しなければならない」とあるのは「交付するたびに預金者及び定期積金の積金者（以下この項において「預金者等」という。）の保護に資するため、主務省令で定めるところにより、当該特定預金等契約の内容その他預金者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならない」と、同項第一号中「当該金融商品取引業者等」とあるのは「農林中央金庫」と、同法第三十七条の六第三項中「金融商品取引契約の解除があつた場合には」とあるのは「特定預金等契約（農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等契約をいう。第三十九条において同じ。）の解除に伴い農林中央金庫に損害賠償その他の金銭の支払をした場合において」と、「金融商

品取引契約の解除までの期間に相当する手数料、報酬その他の当該金融商品取引契約に関する顧客が支払うべき対価（次項において「対価」という。）の額として内閣府令で定める金額を超えて当該金融商品取引契約の解除」とあるのは「支払」と、「又は違約金の支払を」とあるのは「その他の金銭の支払を、解除をした者に対し、」と、同法第三十九条第一項第一号中「有価証券の売買その他の取引（買戻価格があらかじめ定められている買戻条件付売買その他の政令で定める取引を除く。）又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券売買取引等」という。）」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、「有価証券又はデリバティブ取引（以下この条において「有価証券等」という。）」とあるのは「特定預金等契約」と、「顧客（信託会社等（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、有価証券の売買又はデリバティブ取引を行う場合にあつては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。）」とあるのは「顧客」と、「補足するため」とあるのは「補足するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第二号及び第三号中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約」と、「有価証券等」とあるのは「特定預金等契約」と、同項第一号中「追

加するため」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同項第三号中「追加するため、」とあるのは「追加するため、当該特定預金等契約によらないで」と、同条第一項中「有価証券売買取引等」とあるのは「特定預金等契約の締結」と、同条第二項中「原因となるものとして内閣府令で定めるもの」とあるのは「原因となるもの」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。

第九十八条の二第四号を同条第五号とし、同条第三号を同条第四号とし、同条第一号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 第五十九条の三又は第九十五条の五において準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第三十九条第一項の規定に違反した者

第九十九条の二の次に次の三条を加える。

第九十九条の二の二 準用金融商品取引法第三十九条第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第九十九条の二の三 前条の場合において、犯人又は情を知つた第三者が受けた財産上の利益は、没収す

る。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第九十九条の二の四 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 準用金融商品取引法第三十七条第一項（第二号を除く。）に規定する事項を表示せず、又は虚偽の表示をした者

二 準用金融商品取引法第三十七条第二項の規定に違反した者

三 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項（第二号及び第六号を除く。）の規定に違反して、書面を交付せず、又は同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者  
四 準用金融商品取引法第三十七条の四第一項の規定による書面を交付せず、又は虚偽の記載をした書面を交付した者

第九十九条の四第一項第一号中「第九十八条の三」を「第九十八条の二第二号又は第九十八条の三」に改め、同項第四号中「第九十八条の二」を「第九十八条の二（第二号を除く。）」に、「前条」を「前二条」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

#### 四 第九十九条の二の二 一億円以下の罰金刑

##### (信託業法の一部改正)

第二十条 信託業法(平成十六年法律第百五十四号)の一部を次のように改正する。

##### 〔第六章 信託受益権販売業者〕

###### 第一節 総則(第八十六条—第九十二条)

###### 第二節 業務(第九十四条—第九十六条)

###### 第三節 経理(第九十七条・第九十八条)

###### 第四節 監督(第九十九条—第一百四条)

「第六章 雜則(第八十六条—第九十条)」  
第七章 罰則(第九十一条—第一百条)」

###### 第五節 雜則(第一百五条)

###### 第七章 雜則(第一百六条—第一百十条)

###### 第八章 罰則(第一百十一条—第一百九条)」

に改める。

第一条中「信託契約代理業、信託受益権販売業」を削る。

第二条第八項中「受益権が証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項に規定する有価証券に表示され、又は同条第二項の規定により有価証券とみなされる場合であつて、受託者がその発行者（同条第五項に規定する発行者をいう。）を「受託者が当該信託の受益権（当該受益権を表示する証券又は証書を含む。）の発行者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第五項に規定する発行者をいう。）」に改め、同条第十項及び第十一項を削る。

第四条第三項第六号中「信託受益権販売業」を「信託受益権売買等業務（金融商品取引法第六十五条の五第一項に規定する信託受益権の売買等を行う業務をいう。以下同じ。）」に改める。

第五条第二項第五号中「第八十九条の規定により第八十六条第三項の登録の更新を拒否され、第一百二条第一項の規定により第八十六条第一項の登録を取り消され」を削り、同項第六号中「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」の下に「金融商品取引法」を加え、同項第八号二中「第八十二条第一項」を「若しくは第八十二条第一項」に改め、「取り消され、第八十九条の規定により第八十六条第三項の登録の更新を拒否され、若しくは第一百二条第一項の規定により第八十六条第一項の登録を」を削り、同号末中の「取り消され、第八十九条の規定により第八十六条第三項の登録の更新を拒否され、又は第一百二条第一項

の規定により第八十六条第一項の登録を「を削り、同号へ中「若しくは第八十六条第一項」を削り、同号ト中「若しくは第百二条第二項」を削り、同項第十号イ中「第八十九条の規定により第八十六条第三項の登録の更新を拒否され、第百二条第一項の規定により第八十六条第一項の登録を取り消され」を削る。

第八条第一項中「第百十一条第三号」を「第九十一条第三号」に改める。

第二十一条第一項中「信託受益権販売業」を「信託受益権売買等業務」に改める。

第二十二条第二項中「第八章」を「第七章」に改める。

第二十四条第一項中「掲げる行為」の下に「（次条に規定する特定信託契約による信託の引受けにあつては、第五号に掲げる行為を除く。）」を加え、同条第二項中「及び財産の状況」を「財産の状況及び信託契約を締結する目的」に改め、同条の次に次の一条を加える。

#### （金融商品取引法の準用）

第二十四条の二 金融商品取引法第三章第一節第五款（第三十四条の二第六項から第八項まで（特定投資家が特定投資家以外の顧客とみなされる場合）並びに第三十四条の三第五項及び第六項（特定投資家以外の顧客である法人が特定投資家とみなされる場合）を除く。）（特定投資家）、同章第二節第一款